

別紙

答 申

## 1 審査会の結論

西東京市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が平成25年8月5日付25西選第508号の文書で行った公文書の不開示の決定（以下「本件不開示決定」という。）は、西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、これを取り消す必要はない。

## 2 異議申立ての趣旨及び理由

## (1) 趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

## (2) 理由

本件異議申立ての理由は、次のとおりであり、これにより本件不開示決定を違法不当であるというものと解される。

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第71条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第76条の規定は条例第7条第1号に規定する不開示の理由に該当しないので、裁判等で職権による開示請求があったとき以外は投票用紙を開示しないという運用は不当である。

イ 投票用紙を閲覧することにより個人を特定することは不可能であるので、投票用紙は条例第7条第2号に規定する個人が識別される情報に該当しないし、投票者本人の同意があれば公職選挙法第52条に規定する投票の秘密が脅かされることはない。

ウ 投票用紙は、条例第7条第4号に規定する市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当しない。

## 3 異議申立てに至った経緯

(1) 異議申立人のうち、本件不開示決定の名宛人（以下「異議申立人A」という。）は、平成25年7月24日に同月21日執行参議院議員選挙東京都選出選挙の投票用紙について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を選挙管理委員会に対して行った。

(2) 選挙管理委員会は、本件開示請求に対して平成25年8月5日に、法令の定めにより封印の上保存することとされており、職権による請求があったとき以外に開示できないこと、個人が特定される可能性があること及び今後の選挙に影響を及ぼすおそれがあることを理由に不開示の決定をして、異議申立

人Aにその旨を通知した。

- (3) 異議申立人は、選挙管理委員会が行った上記(2)の本件不開示決定に対して、平成25年8月16日に異議申立書を提出した。

#### 4 実施機関の説明の要旨

- (1) 本件開示請求に対して不開示とした情報(以下「本件不開示情報」という。)は、公職選挙法第71条及び公職選挙法施行令第76条の規定により封印した上で保存しており、裁判等により職権で請求があったとき以外は、閲覧を許可すべきでないと解される。また、日本国憲法第15条第4項及び公職選挙法第52条の規定により、たとえ投票後に選挙人が自発的に投票した被選挙人の氏名を陳述した場合においても投票の秘密を保障する必要があると解される。
- (2) 本件異議申立て及び本件開示請求の目的は、特定の選挙人の投票用紙を発見することであると解され、選挙管理委員会が当該開示請求に応じると公職選挙法第227条の規定に違反する可能性がある。
- (3) 本件不開示情報を開示することは、無記名による投票であっても、筆跡等から個人が特定される可能性があり、個人が特定されると投票の秘密が侵されることになる。
- (4) 本件不開示情報は、開示することを想定しておらず、本件不開示情報を開示すると投票の秘密を侵され、有権者に対して不安を与えることになり、今後の選挙の執行に支障をきたすことになる。なお、本件不開示決定の通知書の開示しない理由の欄において、引用条文を条例第7条第4号としているが条例第7条第6号の誤りである。
- (5) 本件不開示情報は、法令等の定めるところにより開示できない情報及び個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものであり、開示することにより今後の選挙の執行に支障が生じると認められる情報であるので、条例第7条第1号、第2号及び第6号に規定する不開示情報に該当する。よって、本件不開示決定をしたものである。なお、異議申立人のうち本件不開示決定の名宛人でない者(以下「異議申立人B」という。)は本件不開示決定の相手方ではなく、異議申立人にはなり得ないので、異議申立人Bに係る異議申立ては却下されるべきである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件対象文書について

本件開示請求の対象となる文書は、平成25年7月21日に執行された参議院議員選挙東京都選出選挙において、選挙人が記載等をした投票用紙(以下「本件投票用紙」という。)で、当該選挙の開票事務終了後に封印され、西東京市選挙管理委員会が保管しているものである。

(2) 条例の規定について

条例第7条には、「実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定されており、開示請求があった場合は、実施機関に対して、不開示情報を除いた全ての公文書を開示することを義務付けている。また、条例第7条各号において不開示情報が規定されている。

ア 条例第7条第1号には、「法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他の国の機関の指示により、開示することができない情報」を不開示情報と定めている。

イ 条例第7条第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を不開示情報と定めつつ、次に掲げる情報を不開示情報から除外している。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 条例第7条第4号には、「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」を不開示情報と定めている。

エ 条例第7条第6号には、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずると認められる情報」を不開示情報と定めている。

(3) 不開示情報の妥当性について

審査会が本件不開示情報について、その妥当性を審議したところ、次のとおりであった。

ア 条例第7条第1号について

(ア) 公職選挙法第71条には「投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員又は長の任期間、保存しなければならない。」と規定され、公職選挙法施行令第76条第1項には「開票管理者は、点検済の投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録（市町村の選挙にあつては、投票録）並びに開票に関する書類とともに市町村の選挙管理委員会（数町村の区域を区域とする開票区にあつては、次条第2項に規定する町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。」と規定されている。

(イ) これらの規定は、西東京市選挙管理委員会が開票管理者及び開票立会人により封印され、送付された本件投票用紙を当該選挙に係る議員の任期間、保管することを法令により義務付けている。

(ウ) 本件不開示情報を開示する場合は、西東京市選挙管理委員会が保管している本件投票用紙の封印を解かなければならない。

(エ) 公職選挙法及び公職選挙法施行令は、本件投票用紙を開示することについて明文をもって禁止していないものの、同法第71条及び同施行令第76条の規定の解釈並びに同法の目的並びに憲法第15条第4項の趣旨に鑑みると封印を解いて本件投票用紙を開示することを認めていないといえる。

(オ) したがって、本件不開示情報は、法令の定めるところにより、開示することができない情報であるとする実施機関の主張には合理性があると認められるので、当該情報を不開示としたことは妥当である。

イ 条例第7条第2号について

(ア) 本件投票用紙には一部の例外を除き選挙人の直筆で候補者の氏名等が記載されており、その筆跡又は記載された内容に特徴がある場合は、当該投票用紙を閲覧することにより当該投票用紙に記載した者を特定することができるといえる。

(イ) 投票用紙に本件不開示情報を記載した本人の同意があれば本件不開示情報を開示できると解釈可能な規定は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び条例中がない。

(ウ) したがって、本件不開示情報は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるとする実施機関の主張には合理性があると認められ、かつ、イの(ア)から(ウ)までの不開示情報の除外規定に該当しないので、当該情報を不開示としたことは妥当である。

ウ 条例第7条第4号について

本件不開示情報は選挙人が記載した情報で、市の機関並びに国及び他

の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当しないので、条例第7条第4号の規定は本件不開示決定の理由として妥当ではない。

エ 条例第7条第6号について

(ア) 本件不開示情報を開示すると、特定の個人が本件投票用紙に記載した候補者名等から当該個人の思想、信条が明らかになり、当該個人が犯罪の被害者となるおそれがあるといえる。

(イ) 本件不開示情報を開示すると、今後の選挙において選挙人が投票用紙に記載した事項を明らかにされることを懸念して、投票を棄権し、又は記載する候補者名を変更せざるを得なくなるなど選挙人の投票行動に重大な影響を及ぼし、選挙の実施に著しい支障が生ずると認められる。

(ウ) したがって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずると認められるとする実施機関の主張に合理性があると認められるので、当該情報を不開示としたことは妥当である。

(4) 異議申立人Bについて

異議申立人Bは本件不開示決定の名宛人でないことが明らかであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立ての前提となる異議申立人Bに対する選挙管理委員会の処分が存在しない。したがって、本件異議申立てのうち異議申立人Bに係るものについては却下が妥当である。

よって、上記1の「審査会の結論」のとおり答申する。なお、本件不開示決定の開示しない理由のうち、引用条文を誤記した部分については、実施機関が異議申立人にその旨を通知すべきである。

6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のように審議した。

審査年月日	審議経過
平成25年10月3日	諮問及び審議
平成25年12月10日	答申